

滝沢市交流拠点複合施設設置条例

（設置）

第1条 市民の交流及び活動の場を提供するとともに、文化活動及び学習支援の推進並びに観光及び地域産業の振興を図るため、滝沢市交流拠点複合施設（以下「複合施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
滝沢市交流拠点複合施設	滝沢市下鶯飼1番地14

（施設の構成）

第2条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1）コミュニティセンター（屋外施設を含む。）
- （2）産業創造センター
- （3）滝沢市立図書館

2 複合施設は、構成施設相互の連携を図り、一体的かつ有機的に管理するものとする。

3 第1項第3号に掲げる滝沢市立図書館の設置及び管理については、滝沢市立図書館設置条例（昭和52年滝沢村条例第20号）に定めるところによる。

（休館日）

第3条 コミュニティセンター及び産業創造センター（以下「コミュニティ施設等」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

- （1）毎月の第2火曜日及び第4火曜日。ただし、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日とする。
- （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用時間）

第4条 コミュニティ施設等の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

（使用等の許可）

第5条 コミュニティ施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ施設等の使用を許可しないものとする。

- （1）公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- （2）施設又は設備等を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあるとき。
- （3）その他市長がコミュニティ施設等の管理上不適當と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をするに当たってコミュニティ施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（行為の制限）

第6条 コミュニティ施設等において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、前条第1項の許可を受けた事項に係るものについては、この限りでない。

- （1）寄附の募集

- (2) チラシの配布
- (3) 火気の使用
- (4) その他規則で定める行為

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第7条 コミュニティ施設等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあること。
- (2) 施設又は設備等を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあること。
- (3) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) その他市長がコミュニティ施設等の管理上不相当と認めること。

(使用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは第5条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の条件を変更し、又は行為の中止若しくはコミュニティ施設等からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可後に第5条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

2 前項の規定による取消し等によって生じた損害については、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、コミュニティ施設等の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

2 使用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定めるものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第1項第4号の規定により市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (3) その他市長が使用料の還付を行うべき特段の理由があると認めるとき。

(特別の設備の制限)

第12条 使用者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、若しくは使用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

。承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

（入場の制限）

第13条 市長は、コミュニティ施設等の来場者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（1）他の入場者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

（2）前号に掲げるもののほか、コミュニティ施設等の管理上支障があると認められるとき。

（損害賠償）

第14条 複合施設の施設又は設備等を損傷し、汚損し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害賠償額を減額し、又は免除することができる。

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、コミュニティ施設等の使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、当該施設等を原状に回復しなければならない。

（指定管理者による管理等）

第16条 市長は、複合施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にコミュニティ施設等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にコミュニティ施設等の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（1）コミュニティ施設等の使用に関すること。

（2）市民の文化活動、学習支援及び生涯学習の推進に関すること。

（3）観光及び地域産業の振興に関すること。

（4）複合施設の維持管理に関すること。

（5）コミュニティ施設等の休館日又は使用時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は使用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第3条から第8条までの規定、第12条及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

4 指定管理者の指定の手續等は、滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年滝沢村条例第1号）の定めるところによる。

（利用料金）

第17条 市長は、前条の規定により指定管理者にコミュニティ施設等の管理を行わせる場合にあって、適当と認めるときは、指定管理者にコミュニティ施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、前条第3項の規定に加え、第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、第9条から第11条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第16条、第17条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他のコミュニティ施設等を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

1 コミュニティセンターの使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
大ホール（全面）	1日	56,000円
大ホール（客席、舞台のみ）	1日	40,320円
控室1	1日	2,880円
控室2	1日	2,880円
小ホール	1日	34,560円
大会議室1	1日	8,640円
大会議室2	1日	8,640円
大会議室3	1日	8,640円
中会議室	1日	17,280円
小会議室1	1日	4,320円
小会議室2	1日	4,320円
小会議室3	1日	5,760円
小会議室4	1日	5,760円
和室1	1日	5,760円
和室2	1日	5,760円
クッキングスタジオ	1日	14,400円
創作兼準備室	1日	10,080円
相談室1	1日	2,400円
相談室2	1日	2,400円

その他の共用スペース	1 日	1 平方メートル当たり 1 4 0 円
喫茶コーナー	1 月	2 0 , 0 0 0 円

備考

- 1 1 日とは、午前 9 時から午後 9 時までをいい、それ以外の時間に使用する場合は、使用料を 1 2 で除した額に使用時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。）及び 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。
- 2 入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって利用する場合の使用料は、上表の金額に 1 0 0 分の 3 0 0 を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 4 使用時間には、大ホールを除き準備及び後片付けの時間を含む。大ホールにおいて、準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の使用料は、使用料を 1 2 で除した額に使用時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。）及び 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。
- 5 その他の共用スペースの使用料は、その他の共用スペースを一時的に占用し、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収するものとし、使用面積の 1 平方メートル未満の端数は、1 平方メートルとする。なお、営利活動の場合は、2 を準用する。
- 6 喫茶コーナーの使用期間が 1 月に満たない場合の使用料は、1 月の使用料を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。
- 7 使用料の合計額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 産業創造センターの使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
店舗施設	1 月	1 平方メートル当たり 2 , 0 0 0 円
その他の共用スペース	1 日	1 平方メートル当たり 4 2 0 円

備考

- 1 店舗施設の使用料は、長期的に物販、レストランその他の商業活動及びこれに類する目的をもって使用する場合の限度額とする。
- 2 店舗施設の使用期間が 1 月に満たない場合の使用料は、1 月の使用料を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とする。
- 3 その他の共用スペースの使用料は、その他の共用スペースを一時的に占用し、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収するものとする。
- 4 1 日とは、午前 9 時から午後 9 時までをいい、それ以外の時間に使用する場合は、使用料を 1 2 で除した額に使用時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。）及び 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。
- 5 使用面積の 1 平方メートル未満の端数は、1 平方メートルとする。
- 6 使用料の合計額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 屋外施設の使用料

区分	限度額	
	単位	使用料
たきざわテラス	1 日	1 平方メートル当たり 8 0 円
たきざわ広場	1 日	1 平方メートル当たり 3 0 円
緑地	1 日	1 平方メートル当たり 2 0 円
防災広場	1 日	1 平方メートル当たり 2 0 円
調整池	1 日	1 平方メートル当たり 2 0 円

備考

- 1 屋外施設の使用料は、イベント、集会、興業その他の催しに利用する場合に限り徴収する。
- 2 1 日とは、午前 9 時から午後 9 時までをいい、それ以外の時間に使用する場合、使用料を 1 2 で除した額に利用時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。）及び 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴収し、又は商品の宣伝、販売その他の商業活動及びこれに類する目的をもって利用する場合の使用料は、上表の金額に 1 0 0 分の 3 0 0 を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収しない場合であっても、会費、負担金その他入場料に相当する金額を徴収したと認められるときは、入場料を徴収したものとみなす。
- 5 準備、後片付け又はリハーサルのために使用する場合の使用料は、使用料を 1 2 で除した額に利用時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。）及び 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。
- 6 使用面積の 1 平方メートル未満の端数は、1 平方メートルとする。
- 7 使用料の合計額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。